

市区町村別集計項目(推進体制等)

福島県	
市区町村数	59

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所	庁内連絡会議の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2021年4月1日現在で有効なもの)					
							有			無	有			無		
							条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)	現在の状況	計画名称	計画期間	女性活躍推進法との関係	計画策定の方法	現在の状況	
						18	19	16			52					
7	201	福島市	男女共同参画センター	1	1	1	1	福島市男女共同参画推進条例	2002年12月27日	2002年12月27日		福島市男女共同参画基本計画(男女共同参画ふくしまプラン)	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
7	202	会津若松市	企画政策部 企画調整課 協働・男女参画室	1	1	1	1	会津若松市男女共同参画推進条例	2003年12月19日	2004年4月1日		第5次会津若松市男女共同参画推進プラン	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1	
7	203	郡山市	男女共同参画課	1	1	1	1	郡山市男女共同参画推進条例	2003年3月25日	2003年4月1日		第三次こおりやま男女共同参画プラン	2018年4月 ~ 2026年3月	1	1	
7	204	いわき市	男女共同参画センター	1	1	1	1	いわき市男女共同参画推進条例	2011年3月31日	2011年4月1日		第三次いわき市男女共同参画プラン	2016年4月 ~ 2022年3月	0	1	
7	205	白河市	教育委員会事務局生涯学習スポーツ課	2	2	1	1				0	第2次白河市男女共同参画計画	2018年4月 ~ 2023年3月	1	1	
7	207	須賀川市	企画政策部企画政策課	1	2	0	0	須賀川市男女共同参画推進条例	2002年12月27日	2003年1月1日		すかがわ男女共同参画プラン21第3次計画[改定]	2014年4月 ~ 2024年3月	1	1	
7	208	喜多方市	企画調整課	1	2	1	1	喜多方市男女共同参画推進条例	2006年1月4日	2006年1月4日		第3次喜多方市男女共同参画推進基本計画	2017年4月 ~ 2027年3月	1	1	
7	209	相馬市	生涯学習課	2	2	1	1				0	そうま男女共生プラン21	2017年4月 ~ 2022年3月	1	1	
7	210	二本松市	総務部秘書政策課	1	2	0	1	二本松市男女共同参画推進条例	2005年12月1日	2005年12月1日		二本松市男女共同参画基本計画	2017年4月 ~ 2022年3月	1	1	
7	211	田村市	保健福祉部 社会福祉課	1	2	1	1	田村市男女共同参画推進条例	2020年3月26日	2020年4月1日		第2次田村市男女共同参画計画(田村市女性活躍推進計画)	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1	
7	212	南相馬市	生涯学習課	2	2	1	1				0	第3次南相馬市男女共同参画計画	2020年4月 ~ 2024年3月	1	1	
7	213	伊達市	未来政策部協働まちづくり課	1	2	1	1	伊達市男女共同参画推進条例	2016年3月17日	2016年3月17日		第2次伊達市男女共同参画プラン	2018年5月1日 ~ 2023年3月31日	1	1	
7	214	本宮市	生活環境課	1	2	1	0	本宮市男女共同参画推進条例	2007年1月1日	2007年1月1日		本宮市第2次男女共同参画基本計画	2019年4月 ~ 2024年3月	1	1	
7	301	桑折町	総合政策課	1	2	1	0				2	こおり男女共同参画プラン	2013年3月 ~ 2023年3月	1	1	
7	303	国見町	住民防災課	1	2	0	0				2	国見町男女共同参画計画	2021年4月 ~ 2031年3月	1	1	
7	308	川俣町	企画財政課	1	2	1	1	川俣町男女共同参画推進条例	2003年3月20日	2003年4月1日		第2次川俣町男女共同参画推進計画	2012年4月1日 ~ 2022年3月31日	0	1	
7	322	大玉村	健康福祉課	1	2	0	1	大玉村男女共同参画推進条例	2005年3月22日	2005年4月1日		大玉村男女共同参画推進計画	2013年6月1日 ~ 2021年3月31日	0	1	
7	342	鏡石町	税務町民課	1	2	0	0				0	鏡石町男女共同参画プラン	2020年10月 ~ 2025年3月	1	1	
7	344	天栄村	総務課	1	2	0	0				0	天栄村男女共同参画計画	2019年3月 ~ 2027年3月	0	1	
7	362	下郷町	教育委員会事務局	2	2	0	1				0	下郷町第2次男女共同参画プラン	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1	
7	364	檜枝岐村	住民課	1	2	0	0				2					1
7	367	只見町	地域創生課	1	2	0	0				0	只見町男女共同参画計画	2018年3月 ~ 2025年3月	0	1	
7	368	南会津町	生涯学習課	2	2	0	0				0					0
7	402	北塩原村	住民課	1	2	0	0				0	第1次北塩原村男女共同参画プラン	2019年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
7	405	西会津町	福祉介護課	1	2	0	0				0	西会津町男女共同参画計画	2020年4月1日 ~ 2026年3月31日	0	1	
7	407	磐梯町	町民課	1	1	0	0				0	磐梯町男女共同参画計画	2020年10月 ~ 2028年3月	0	1	
7	408	猪苗代町	保健福祉課	1	2	0	0				0	猪苗代町男女共同参画計画	2021年4月 ~ 2027年3月	1	1	
7	421	会津坂下町	政策財務課 政策企画班	1	2	1	1				0	あいづばんげ男女共同参画プラン	2020年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1	
7	422	湯川村	住民課	1	2	0	0				0	湯川村男女共同参画計画	2020年2月 ~ 2030年1月	0	1	
7	423	柳津町	教育課	2	2	0	0				0	柳津町男女共同参画計画	2020年4月 ~ 2023年3月	0	1	
7	444	三島町	総務課	1	2	0	0				0	三島町男女共同参画計画	2020年10月1日 ~ 2030年9月30日	1	1	
7	445	金山町	金山町教育委員会	2	2	0	0				0	金山町男女共同参画社会基本計画	2017年4月 ~ 2027年3月	0	1	
7	446	昭和村	保健福祉課	1	2	1	0				0	昭和村男女共同参画計画	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日	0	1	
7	447	会津美里町	政策財政課	1	2	0	1	会津美里町男女共同参画推進まちづくり条例	2005年10月1日	2005年10月1日		会津美里町男女共同参画推進まちづくり行動計画	2017年4月 ~ 2022年3月	1	1	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例		男女共同参画に関する計画 (2021年4月1日現在で有効なもの)					
								有		無		有		無	
								条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)	現在の状況	計画名称	計画期間	女性活躍推進法との関係	計画策定の方法
7	461	西郷村	西郷村教育委員会 生涯学習課	2	2	0	0			0	西郷村男女共同参画計画	2020年2月1日 ~ 2029年3月31日	0	1	
7	464	泉崎村	総務課	1	2	0	0			0	泉崎村男女共同参画基本計画	2018年5月1日 ~ 2028年3月31日	0	1	
7	465	中島村	生涯学習課	2	2	0	0			0	中島村男女共同参画計画	2020年3月 ~ 2028年3月	0	1	
7	466	矢吹町	まちづくり推進課	1	2	0	0			0	矢吹町男女共同参画プラン	2017年4月1日 ~ 2022年3月31日	0	1	
7	481	棚倉町	生涯学習課	2	2	0	0			0	第2次たなぐらまち男女共同参画計画	2015年4月 ~ 2025年3月	0	1	
7	482	矢祭町	教育委員会教育課	2	2	0	0			0	男女共同参画計画	2020年4月 ~ 2030年3月	1	1	
7	483	塙町	健康福祉課	1	2	0	0			0	塙町男女共同参画計画	2018年12月3日 ~ 2027年3月31日	0	1	
7	484	鮫川村	総務課	1	2	0	0			0	第1次男女共同参画計画	2016年11月 ~ 2026年3月	0	1	
7	501	石川町	生涯学習課	2	2	0	0	石川町男女共同参画推進条例	2004年3月31日	2004年4月1日	いしかわ男女共同参画プラン	2015年4月 ~ 2025年3月	0	1	
7	502	玉川村	企画政策課	1	2	0	0			0	第1次玉川村男女共同参画計画	2017年4月1日 ~ 2027年3月31日	0	1	
7	503	平田村	総務課	1	2	0	0			2	平田村男女共同参画計画	2020年3月 ~ 2024年3月	1	1	
7	504	浅川町	保健福祉課	1	2	0	0			0	浅川町男女共同参画計画	2020年3月1日 ~ 2030年2月28日	1	0	
7	505	古殿町	健康福祉課	1	2	0	0			0	古殿町男女共同参画計画	2019年4月 ~ 2024年3月	1	1	
7	521	三春町	教育委員会生涯学習課	2	2	0	0			0					1
7	522	小野町	町民生活課	1	2	0	0			2					1
7	541	広野町	総務課	1	2	0	0			0	第2次広野町男女共同参画プラン	2017年4月1日 ~ 2022年3月31日	1	1	
7	542	檜葉町	総務課 行政係	1	2	1	1	檜葉町男女共同参画の推進による心豊かなまちづくり条例	2004年12月17日	2005年4月1日	檜葉町男女共同参画基本計画書	2008年4月 ~ 2023年3月	1	1	
7	543	富岡町	生涯学習課	2	2	0	0	富岡町男女共同参画推進条例	2004年6月24日	2004年7月1日	富岡町男女共同参画まちづくり基本計画	2007年3月 ~ 2022年3月	0	1	
7	544	川内村	教育課 生涯学習係	2	2	0	0			0					1
7	545	大熊町	教育総務課	2	2	1	1			0	おおくま男女共同参画プラン	2012年10月1日 ~ 2022年10月1日	0	0	
7	546	双葉町	住民生活課	1	2	0	0			0					0
7	547	浪江町	教育委員会事務局	2	2	0	0			0	男女共同参画プランなみえ	2007年4月 ~ 2022年3月	0	1	
7	548	葛尾村	住民生活課	1	2	0	0			0	第1次葛尾村男女共同参画計画	2018年10月 ~ 2022年3月	1	1	
7	561	新地町	教育総務課	2	2	1	1			2	新地町男女共同参画プラン(しんちじいろスマイルプラン)	2017年3月 ~ 2026年3月	1	1	
7	564	飯館村	生涯学習課	2	2	0	0			0					1

<選択肢回答>

所属

- 1 首長部局
- 2 教育委員会

事務所

- 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
- 2 1ではない

庁内連絡会議

- 1 有
- 0 無

諮問機関

- 1 有
- 0 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2022年3月末までの制定を目的に検討中
- 2 2021年度以降の制定を目的に検討中
- 3 その他
- 0 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
- 0 一体でない

計画の策定方法

- 1 単独計画として策定
- 0 総合計画の一部として策定

現在の状況

- 1 策定に向け検討中
- 0 策定予定がない、検討していない

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2021年4月1日現在で開設済の施設)					施設形態		管理・運営主体									
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理			事業運営				
												直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他		
			3																
7	201	福島市	福島市男女共同参画センター	ウィズ・もとまち	960-8035	福島市本町2番6号	024-525-3784	024-522-1528	<a href="http://www.city.fukushima.fukushima.jp/kurashi/kyodosankaku/index.html">http://www.city.fukushima.fukushima.jp/kurashi/kyodosankaku/index.html</a>	○	○					○			
7	202	会津若松市																	
7	203	郡山市	郡山市男女共同参画センター	さんかくプラザ	963-8876	郡山市麓山二丁目9-1	024-924-0900	024-924-0904	<a href="http://www.bunka-manabi.or.jp/sankaku">http://www.bunka-manabi.or.jp/sankaku</a>	○			○				○		
7	204	いわき市	いわき市男女共同参画センター		973-8408	福島県いわき市内郷高坂町四方木田191	0246-27-8694	0246-27-8641	<a href="http://www.city.iwaki.lg.jp/www/job/1441963506741/index.html">http://www.city.iwaki.lg.jp/www/job/1441963506741/index.html</a>		○	○				○			
7	205	白河市																	
7	207	須賀川市																	
7	208	喜多方市																	
7	209	相馬市																	
7	210	二本松市																	
7	211	田村市																	
7	212	南相馬市																	
7	213	伊達市																	
7	214	本宮市																	
7	301	桑折町																	
7	303	国見町																	
7	308	川俣町																	
7	322	大玉村																	
7	342	鏡石町																	
7	344	天栄村																	
7	362	下郷町																	
7	364	檜枝岐村																	
7	367	只見町																	
7	368	南会津町																	
7	402	北塩原村																	
7	405	西会津町																	
7	407	磐梯町																	
7	408	猪苗代町																	
7	421	会津坂下町																	

男女共同参画・女性のための総合的な施設(2021年4月1日現在で開設済の施設)

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	所在地等					施設形態		管理・運営主体								
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理		事業運営				
												直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他	
7	422	湯川村																
7	423	柳津町																
7	444	三島町																
7	445	金山町																
7	446	昭和村																
7	447	会津美里町																
7	461	西郷村																
7	464	泉崎村																
7	465	中島村																
7	466	矢吹町																
7	481	棚倉町																
7	482	矢祭町																
7	483	埴町																
7	484	鯪川村																
7	501	石川町																
7	502	玉川村																
7	503	平田村																
7	504	浅川町																
7	505	古殿町																
7	521	三春町																
7	522	小野町																
7	541	広野町																
7	542	檜葉町																
7	543	富岡町																
7	544	川内村																
7	545	大熊町																
7	546	双葉町																
7	547	浪江町																
7	548	葛尾村																
7	561	新地町																
7	564	飯館村																



都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設（2021年4月1日現在で開設済の施設）																
			名称	設立年月日	職員数(人)		予算額(千円)	主  な  事  業								その他			
					常勤	非常勤		広報啓発	講座	相談事業・提供	情報収集	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流		調査研究		
7	464	泉崎村																	
7	465	中島村																	
7	466	矢吹町																	
7	481	棚倉町																	
7	482	矢祭町																	
7	483	埴町																	
7	484	鮫川村																	
7	501	石川町																	
7	502	玉川村																	
7	503	平田村																	
7	504	浅川町																	
7	505	古殿町																	
7	521	三春町																	
7	522	小野町																	
7	541	広野町																	
7	542	檜葉町																	
7	543	富岡町																	
7	544	川内村																	
7	545	大熊町																	
7	546	双葉町																	
7	547	浪江町																	
7	548	葛尾村																	
7	561	新地町																	
7	564	飯館村																	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			首長、自治会長等の状況														
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態	市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)
				2		13	0	0.0	17	0	0.0	46	0	0.0	48	1	2.1	6,107	200	3.3
7	201	福島市				1	0	0.0	2	0	0.0							867	48	5.5
7	202	会津若松市	2000年2月27日	男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							506	19	3.8
7	203	郡山市	2002年12月17日	郡山市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	0	0.0							665	46	6.9
7	204	いわき市				1	0	0.0	2	0	0.0							534	10	1.9
7	205	白河市				1	0	0.0	1	0	0.0							167	3	1.8
7	207	須賀川市				1	0	0.0	1	0	0.0							116	1	0.9
7	208	喜多方市				1	0	0.0	1	0	0.0							272	5	1.8
7	209	相馬市				1	0	0.0	1	0	0.0							76	0	0.0
7	210	二本松市				1	0	0.0	1	0	0.0							372	10	2.7
7	211	田村市				1	0	0.0	1	0	0.0							100	0	0.0
7	212	南相馬市				1	0	0.0	2	0	0.0							179	4	2.2
7	213	伊達市				1	0	0.0	1	0	0.0							421	12	2.9
7	214	本宮市				1	0	0.0	1	0	0.0							114	6	5.3
7	301	桑折町										1	0	0.0	1	1	100.0	50	1	2.0
7	303	国見町										1	0	0.0	1	0	0.0	64	0	0.0
7	308	川俣町										1	0	0.0	1	0	0.0	15	0	0.0
7	322	大玉村										1	0	0.0	1	0	0.0	17	0	0.0
7	342	鏡石町										1	0	0.0	1	0	0.0	13	0	0.0
7	344	天栄村										1	0	0.0	1	0	0.0	21	0	0.0
7	362	下郷町										1	0	0.0	1	0	0.0	38	0	0.0
7	364	檜枝岐村										1	0	0.0	1	0	0.0	0	0	0.0
7	367	只見町										1	0	0.0	1	0	0.0	27	1	3.7
7	368	南会津町										1	0	0.0	1	0	0.0	94	0	0.0
7	402	北塩原村										1	0	0.0	1	0	0.0	20	0	0.0
7	405	西会津町										1	0	0.0	1	0	0.0	89	1	1.1
7	407	磐梯町										1	0	0.0	1	0	0.0	25	0	0.0
7	408	猪苗代町										1	0	0.0	1	0	0.0	109	5	4.6
7	421	会津坂下町										1	0	0.0	1	0	0.0	82	1	1.2
7	422	湯川村										1	0	0.0	1	0	0.0	33	1	3.0
7	423	柳津町										1	0	0.0	1	0	0.0	47	0	0.0
7	444	三島町										1	0	0.0	1	0	0.0	18	0	0.0
7	445	金山町										1	0	0.0	1	0	0.0	30	0	0.0
7	446	昭和村										1	0	0.0	1	0	0.0	10	0	0.0
7	447	会津美里町										1	0	0.0	1	0	0.0	156	1	0.6
7	461	西郷村										1	0	0.0	1	0	0.0	51	2	3.9

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			首長、自治会長等の状況														
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態	市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)
7	464	泉崎村										1	0	0.0	1	0	0.0	104	9	8.7
7	465	中島村										1	0	0.0	1	0	0.0	11	0	0.0
7	466	矢吹町										1	0	0.0	1	0	0.0	94	11	11.7
7	481	棚倉町										1	0	0.0	1	0	0.0	53	0	0.0
7	482	矢祭町										1	0	0.0	1	0	0.0			
7	483	埴町										1	0	0.0	0	0	0.0	46	0	0.0
7	484	鮫川村										1	0	0.0	1	0	0.0	7	0	0.0
7	501	石川町										1	0	0.0	1	0	0.0	39	0	0.0
7	502	玉川村										1	0	0.0	1	0	0.0	11	0	0.0
7	503	平田村										1	0	0.0	1	0	0.0	18	0	0.0
7	504	浅川町										1	0	0.0	1	0	0.0	26	0	0.0
7	505	古殿町										1	0	0.0	1	0	0.0	10	0	0.0
7	521	三春町										1	0	0.0	1	0	0.0	47	1	2.1
7	522	小野町										1	0	0.0	1	0	0.0	27	0	0.0
7	541	広野町										1	0	0.0	1	0	0.0	25	1	4.0
7	542	檜葉町										1	0	0.0	1	0	0.0	18	0	0.0
7	543	富岡町										1	0	0.0	2	0	0.0	26	1	3.8
7	544	川内村										1	0	0.0	1	0	0.0	8	0	0.0
7	545	大熊町										1	0	0.0	2	0	0.0	27	0	0.0
7	546	双葉町										1	0	0.0	1	0	0.0	17	0	0.0
7	547	浪江町										1	0	0.0	2	0	0.0	49	0	0.0
7	548	葛尾村										1	0	0.0	1	0	0.0	11	0	0.0
7	561	新地町										1	0	0.0	1	0	0.0	15	0	0.0
7	564	飯館村										1	0	0.0	1	0	0.0	20	0	0.0

- <選択肢回答>  
男女共同参画に関する宣言  
宣言の形態  
1 首長声明  
2 議会の議決  
3 庁内連絡会議の決定  
4 その他













調査時点	調査年度は2021年7月1日(その他2021年4月1日)
------	------------------------------

都 道 府 県 市 町 村 コ ー ド 名	市区町村	議員の選称又は旧姓の使用を認めていますか。	議会名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
				問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8						
				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、産休に添った産前産後期間の明記はあるか。	問4で1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休職期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い						
		1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	問4で1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休職期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他
		12	1の合計	42	3	0	29		1		30	30	30	30	30	26	
		6	2の合計	3	39	29	13		41		8	8	9	8	15	10	
		4	3の合計	14		13	0		0		4	4	4	4	3	5	
		37	4の合計	0							17	17	16	17	11	18	
7201	福島市	2	福島市議会	1	2	2	1	福島市議会会議規則 〔欠席の届出〕 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合には、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	4
7202	会津若松市	1	会津若松市議員旧姓使用取扱要綱 第2条第1項 議員は、市長に届出をして、専ら議員の職で使用している文書、経費な文書等で職務遂行上又は事務処理上紛解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	会津若松市議会事務局	1	2	2	1	会津若松市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合には、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	
7203	郡山市	1	郡山市議員の旧姓使用に関する取扱要綱 第4条 任命権者は、前条の規定による旧姓使用承認申請書の提出があった場合において、公務の正常な運営を妨げるおそれがあると認められるときを除き、旧姓の利用を承認するものとする。	郡山市議会	1	1	3	2		2		4	4	4	4	1	1
7204	いわき市	4		いわき市議会	1	1	2	1	いわき市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合には、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1
7205	白河市	3		白河市議会	1	2	2	1	白河市議会会議規則 第1章第2条 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合には、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	4
7207	須賀川市	2		須賀川市議会	1	2	2	1	須賀川市議会会議規則 第3条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合には、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1









都 道 府 市 区 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																
			問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8									
			議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で、1.を選択した場合、「欠席事由」として明記した規定はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い									
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以降 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の2 2. 労働基準法65条の2 3. 労働基準法65条の2 4. 労働基準法65条の2 5. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他					
			別表第1(第2条関係) 1 組織内部の関係にとどまるもので、職員の一貫の職務が容易にできるもの(経歴文書、学歴文書等に捺印、復命書、事務引継書、事務分掌表、庁内電算システム上の氏名表記) 2 職員の権利・義務に係るもの等であるが、組織内部の関係にとどまるもので、職員の同一性の確保が容易にできるもの(出勤簿、退休日の振替及び半日勤務の振替変更簿、旅行命令書、休暇又は休業申請書、日直通知簿、営利企業等の従業員等申請書、福利厚生に関する条例の発令申請書、履歴事項異動届、扶養親族届、通勤届、住居届、人事異動内示、人事評価関係文書) 3 対外的なものであるが、氏名の記載にとどまるもの等、特別な法律関係を発生させるおそれのないもの(職場での呼称、名刺、名刺、産前産後、職員録) 4 その他知事長が職務遂行上又は事務処理上の支障又は混乱を招くおそれがないと認めるもの 別表第2(第2条関係) 1 公務員の身分関係に係るもの(人事記録、録音、身分証明書、宣誓書、履歴書、退職届、処分に関する文書) 2 職員の権利・義務に係るもの等(他団体に与える影響が大きいもの又は特別な法律関係を発生させるおそれのあるもの(給与関係書、請求書、児童手当請求書、共済組合関係文書、研修関係文書、公務災害関係文書、健康診断関係文書、労働保険関係文書、交通事故等報告書) 3 公権力の行使に係るもの(許認可、立入検査、徴収等命令等に基づく行政処分に係る文書、その他公権力の行使に関する文書) 4 その他知事長が職務遂行上又は事務処理上の支障又は混乱を招くおそれがあると認めるもの																
7405	西会津町																		
7407	磐梯町	1	磐梯町職員旧姓使用取扱要綱 職員は、町長に届出をして、専ら職員の間で使用している文書等で、法令等の規定に反するおそれなく、かつ、職務遂行上及び事務処理上の支障又は混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。(第2条第1項)	磐梯町議会	1	2	3	2		2				1	1	1	1	1	
7408	猪苗代町	4		猪苗代町議会	1	2	3	2		2				4	4	2	4	2	2
7421	会津坂下町	1	第3条(旧姓の使用) 職員は、法令又は条例の規定に反するおそれなく、かつ、職務遂行上又は事務処理上支障ないし混乱又は混乱を招くおそれのない文書等について、旧姓を使用することができる。	会津坂下町議会	1	2	3	2		2				4	4	4	4	2	1
7422	湯川村	4		湯川村議会	3									3	3	3	3	3	3
7423	磐前町	4		磐前町議会	3									3	3	3	3	2	3
7443	三島町	4		三島町議会	3									4	4	4	4	4	4
7445	会津町	4		会津町議会	3									2	2	2	2	2	2
7448	昭和町	3		昭和町議会	3									4	4	4	4	4	4
7447	会津美里町	1	(旧姓の使用) 職員の職務遂行上又は事務処理上支障ないし混乱又は混乱を招くおそれのない文書等については、旧姓を使用することができる。ただし、別表第1に掲げる基準に該当するものとする。	会津美里町議会	1	2	2	1		2				1	1	1	1	1	1
7461	西郷村	2		西郷村議会	3									4	4	4	4	2	2

都 道 府 市 区 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																
			問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8									
			議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で、1.を選択した場合、「欠席事由」として明記した規定はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。2.労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。3.期間の定めはない。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休職期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○を付けてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い									
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他					
7464	桑崎村	4		桑崎村議会	1	2	2	1			2			1	1	1	1	1	4
7465	田島村	4		中島村議会	1	2	3	2			2			4	4	4	4	2	1
7466	矢吹町	4		矢吹町議会	1	2	2	1			2			1	1	1	1	1	1
7481	柳井町	2		柳井町議会	3									4	4	4	4	4	4
7482	矢祭町	2		矢祭町議会	1	2	2	1			2			1	1	1	1	1	1
7483	坂町	4		坂町議会	1	2	3	2			2			2	2	2	2	2	2
7484	鮫川村	4		鮫川村議会	1	2	2	1			2			1	1	1	1	1	1
7501	石川町	4		石川町議会	1	1	2	1			2			1	1	1	1	1	1
7502	玉川村	3		玉川村議会	1	2	2	1			2			1	1	1	1	1	1
7503	平田村	4		平田村議会	1	2	2	1			2			1	1	1	1	1	1
7504	浅川町	4		浅川町議会	2									4	4	4	4	4	4

都 道 区	市 区	府 町 村	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査															
					問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8								
					議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で、1.を選択した場合、産前産後の就業制限が可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で、1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問1で、1.を選択した場合、休職期間の報酬について減額の規定はあるか。	問1で、1.を選択した場合、休職期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問8で1.を選択した場合、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い								
コ ロ シ イ ド	村	村	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上も認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上も認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他			
7	500	古	4		古	1	2	2	1			古								
				三春町職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、三春町職員(臨時及び非常勤の職員を除く。以下「職員」という。)が婚約、子育てその他の事由(以下「婚約等」という。)によって戸籍上の氏を改めるとき、引き続き婚約等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。 (承認) 第2条 職員は、町長の承認を受けて、専ら職員の職で使用している文書、経費文書等で職務遂行又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。 (旧姓を使用できる文書等) 第3条 前条の旧姓を使用することができる文書等とは、別表に掲げるものとする。 (旧姓使用の申請) 第4条 職員は、第2条の旧姓の使用の承認を求めようとするときは、旧姓使用申請書(様式第1号)を所属長を経て総務課長に提出しなければならない。 (承認の通知) 第5条 町長は、旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、所属長を経て当該職員に通知するものとする。 (中止届) 第6条 職員は、第2条の旧姓を使用している職員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)を所属長を経て総務課長に提出しなければならない。 (責務) 第7条 所属長は、所属職員の旧姓の使用に適切に運用が図られるように努めなければならない。 2. 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たって、常に町長、職員等に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。 (委任) 第8条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に關し必要な事項は、町長が別に定める。	三春町議会	1	2	2	1		1		議会議員の職員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例 第4条の2 議員が議会活動ができなくなった期間(病状及び長期不在)に応じて、次の表に定める割合を第2条に定める報酬の額から減額するものとする。 議会活動ができなかった期間 減額の割合 90日以上180日未満 100分の20 180日以上365日未満 100分の30 365日以上 100分の50 2. 前項の規定にかかわらず、議会活動ができなかった期間が90日、180日又は365日を経過する日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からそれぞれ開始し、議会活動ができることとなった場合においては、その事実が生じた日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終了する。 3. 前2項の規定にかかわらず、公務災害に認定された場合は、この限りではない。 第5条の4 6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)の前6箇月以内の期間において当該月があるときの期末手当の額は第5条の規定により支給されるべき期末手当の額に、長期欠席の期間に応じて、第4条の2第1項の表に定める減額割合を算じて得た額を減じた額とする。 2. 基準日の前6箇月以内の期間に減額割合が異なる場合の期末手当額は、算額割合が高い方を適用して計算する。	1	1	1	1	1	2	2
7	521	三	1		三	1	2	2	1	1										
7	522	小	4		小	1	2	2	1											
7	541	広	4		広	1	2	2	1											
7	542	樺	4		樺	1	2	2	1											
					小	1	2	2	1											
					広	1	2	2	1											
					樺	1	2	2	1											

都 道 区	市 区	市 区 議 員 の 選 任 に 関 する 規 定	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査														
			問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8							
			議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間も明記しているか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入していただくか。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入していただくか。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い							
府	町	町	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間も明記している。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
コ ロ シ イ ド	コ ロ シ イ ド	コ ロ シ イ ド	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間も明記している。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. あり 2. なし 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	2	2	2	2	2	2	
7	543	富岡町	1 富岡町議員の旧姓使用の取扱いに関する要綱(趣旨) 第1条 この要綱は、互いに個性が尊重される働きやすい職場環境を整備するため、職員が帰属、愛着感その他の事由(以下「帰属等」という。))によって戸籍上の氏を改めた後も、引き継ぎ帰属等による改正前の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。 (職員の範囲) 第2条 旧姓を使用できる職員の範囲は、富岡町職員定章(昭和31年富岡町条例第29号)第1条に定める職員とする。 (旧姓使用の範囲) 第3条 職員が旧姓を使用することができるものは、次の各号のすべてに該当するものであって、おおむね別表第1に掲げるものとする。 (1) 法上特別な効果を生じおそれなく、かつ、職員の同一性の確認が容易にできるもの (2) 職務執行上又は事務処理上誤解又は混乱を招くおそれがないもの 2 旧姓を使用するもの以外のものは、前項に規定するもの以外のものであって、おおむね別表に掲げるものとする。 (旧姓使用の承認申請) 第4条 職員は旧姓を使用するときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)に帰属等の前後の戸籍上の氏を証する書類等を添付し、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。 2 前項の旧姓使用承認申請書は、所属長を経由して、町長に提出するものとする。 (旧姓使用の開始) 第5条 町長が旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、所属長を経由して当該職員に通知するものとする。 (旧姓使用の中止) 第6条 旧姓使用職員は、旧姓の使用を中止するときは、旧姓使用中止届(様式第3号)を所属長を経由して町長に提出しなければならない。 2 前項の規定により旧姓使用中止届をした職員は、戸籍上の氏を改めた場合その他特段の理由がある場合を除き、再度旧姓使用の申請はできないものとする。 (旧姓使用職員名簿) 第7条 町長は、前3条の届出の内容を旧姓使用職員名簿(様式第4号)に記載し、保管する。 (職員及び所属長の責務) 第8条 旧姓使用職員は、旧姓の使用にあたり、常に町民又は職場に誤解、混乱等が生じないように努めなければならない。 2 所属長は、所属職員の旧姓使用にあたり、適切な運用と公務の円滑な運営に努めなければならない。 (その他) 第9条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、町長が別に定める。	富岡町議会	3							2	2	2	2	2	2

都 道 府 県 市 町 村 コ ー ド ド 名	市 区 町 村	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査												
			問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8					
			議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、取得することができる休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い					
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 2014年度以降 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他		
7543	富岡町	<p>附 則 (施行期日) 1 この要綱は、平成20年11月1日から施行する。</p> <p>(経過措置) 2 この要綱の施行の前日に控前案により戸籍上の氏名を変更した職員で、旧姓の使用しようとする職員は、第4条第1項の規定による申請をすることができるものとする。</p> <p>別表第1(第3条関係) 旧姓を使用することができるもの 1 単に氏名が記載されているもの及び対外的にも使用されるが法令上特別な効果を生じおそれがないもの (1) 職場での呼称 (2) 名刺 (3) 職員録 (4) 名刺 (5) 座席表 (6) 事務分担表等 (7) メールアドレス 2 専ら組織内で使用される文書で、職員の同一性の確認が容易にできるもの (1) 紀要文書 (2) 決議文書、供覧文書等に係る押印又はサイン (3) 復命書 (4) 事務引継書 (5) 業務日誌等 3 職員の権利義務に係る文書等で、職員の同一性の確認が容易にでき、かつ、旧姓使用を承認する案件のおそれのないもの (1) 職務に専念する義務の免除その他特別な休暇・休業の申請書 (2) 旅行命令簿 (3) 出勤簿 (4) 年次有給休暇届・休暇届簿 (5) 有給休暇承認書 (6) 欠勤届 (7) 私事執行届 (8) 履歴事項移動届 (9) 給付に係る給付文書(通勤届、世帯届、扶養親族届、給付分給命令書、管理職員特別勤務命令書、児童手当関係届出等) (10) 支出負担行為決議書その他の会計伝票帳簿等 4 その他法令上特別な効果を生じおそれがないもの (1) 研究論文等の発表、講演等 (2) 所属長が認める簡易な文書等</p> <p>別表第2(第3条関係) 旧姓を使用することができないもの 1 職員の身分等に関する文書で、法令上特別な効果を生じおそれのあるもの (1) 辞令 (2) 人事異動命令通知書等 (3) 誓書 (4) 有罪届 (5) 退職届 (6) 処分関係書類 (7) 職名台帳 (8) 身分証明書その他の職員の身分を示す証明書 (9) 在職証明書等</p>													

都 道 府 県 市 町 村 コ ー ド 名	市 区 町 村	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査													
				問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8						
				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、「欠席事由」として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、「欠席事由」として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問1で1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休職期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い						
		1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。		問1で1.を選択した場合、休職期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
		2 議員の権利義務に係る文書等で、法令上特別な効果を生じるおそれがあるもの  (1) 異給通知書、給与支払明細書等別添第1の3に定めるもの以外の給与又は報酬関係の書類 (2) 共済組合関係書類 (3) 公営企業関係書類 (4) 交通事故等報告書等  3 公権力の行使等対外的な行政行為に係るもの  許認可、徴税等法令に基づく行政処分に関する文書等  4 私人との法律上の関係を発生させるもの  契約書、入札執行関係書類、協定書等の書類  様式第1号(第4条関係) 旧姓使用承認申請書 様式第2号(第5条関係) 旧姓使用承認通知書 様式第3号(第6条関係) 旧姓使用中止届 様式第4号(第7条関係) 旧姓使用議員名簿															
7 543	高岡町																
7 544	川内村	1	川内村職員旧姓使用取扱要綱 3条 職員は、村長に届出をして、専ら職員の間に使用している文書等に法令等の規程に反するおそれなく、かつ職務遂行上及び事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用する異ができる。	川内村議会	3							3	3	3	3	3	3
7 545	大船町	4		大船町議会	3								4	4	4	4	4
7 546	双葉町	4		双葉町議会	1	2	3	2					4	4	4	4	4
7 547	浪江町	4		浪江町議会	1	2	3	2					3	3	3	3	3
7 548	浪江町	4		浪江町議会	3								4	4	4	4	4
7 549	浪江町	4		浪江町議会	3								4	4	4	4	4
7 561	新地町	4		新地町議会	1	2	3	2					2				
7 564	飯館村	1	飯館村職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、飯館村職員(臨時及び非常勤の職員を除く、以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引当職等婚姻前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに關して必要な事項を定めるものとする。  別表 1 旧姓使用の範囲について (1) 基本的な考え方 旧姓を使用できるのは、法律等にふれるおそれのない範囲内において、専ら職務内で使用され、職務遂行上支障がないと認められる文書とする。	飯館村議会	3								4	4	4	4	4

調査時点	議会関係は2021年7月1日(その他2021年4月1日)
------	------------------------------

市区町村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドライン等)に、男女共同参画担当部長又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。
	問9 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問10 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問11 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問12 問11で1.を選択した場合、行っている取組は、次のうちどれか。	問13 問12で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っているかどうか。	問15 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16 問15で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあれば記入ください。	1. 位置づけられた規定がある。	2. 位置づけられていない。	3. その他(不明等)	左記で、1.を選択した場合該当部分の規定を記入してください。	
福島県	0	3	5	2	0	0	4	2					2	
郡山市	2	4	8	0	0	0	7	5					42	
喜多方市	0	0	46	0	0	2	48	4					15	
相馬市	57	52	0	0	0	0	0	48					2	
7201 福島市	4	4	3				3	4					2	
7202 会津若松市	4	4	1	1			3	4					2	
7203 郡山市	4	1	3				3	2					1	
7204 いわき市	4	2	3				3	2					2	
7205 白河市	4	2	3				1	4					2	
7207 須賀川市	4	2	3				3	4					2	
7208 喜多方市	4	4	3				3	1					2	
7209 相馬市	4	4	3				3	1					2	
7210 二本松市	4	4	3				1	4					2	
7211 田村市	4	4	3				3	4					2	
7212 南相馬市	4	4	3				3	2					2	
7213 伊達市	4	4	3				3	4					2	
7214 本宮市	4	4	3				3	3					2	
7301 桑折町	4	4	1	4			3	4					3	
7303 鹿角町	4	4	2				2	4					2	
7308 川俣町	4	4	3				3	4					2	
7322 水玉村	4	4	2				2	4					2	
7342 碓氷町	4	4	2				3	4					2	
7344 大栗村	4	4	3				4	4					3	
7362 下郷町	4	4	3				3	4					2	
7364 楳枝崎村	4	2	3				3	4					1	
7367 只見町	4	4	3				3	4					2	
7368 高岡町	4	4	3				2	4					2	
7402 北相馬村	4	4	3				3	4					2	
7403 南相馬町	4	4	2				2	4					2	
7407 楳原町	4	4	1	3			1	3					2	
7408 楳原代町	4	4	3				2	4					2	
7421 会津坂下町	4	4	3				3	4					2	
7423 楳原村	4	4	3				3	3					3	
7423 柳津町	4	4	3				2	4					2	
7444 三原町	4	4	2				2	4					2	
7445 飯山町	2	1	3				3	4					2	
7446 飯沼村	4	4	3				3	4					3	



